

# 道路交通アセスメント制度

---

# 道路交通アセスメント制度の運用

- 商業施設等の立地による渋滞が全国の主要渋滞箇所の約1割を占め、渋滞対策をより一層強化することが必要
- 重要物流道路については、より一層の円滑な交通の確保が求められることから、自治体の大規模小売店舗立地法担当部局など関係機関との連携を強化しつつ、計画立案の初期段階から立地者が道路管理者と円滑な協議・調整ができる仕組みに実効性をもたせるためのガイドライン等を策定し運用することで、道路交通アセスメントを確実に実施

## 【対象施設】

重要物流道路（直轄）の沿道に立地を予定している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。

- (1) 次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
  - ア 小売業を行うための店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）
  - イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの（集合住宅を除く。）
- (2) 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議（法定協議）が必要とされていること
- (3) 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在すること
- (4) 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

## <参考資料>

- 重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン  
<URL> <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/pdf/guideline.pdf>
- 重要物流道路における交通アセスメント実施のための技術運用マニュアル  
<URL> <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/pdf/manual.pdf>
- 重要物流道路における交通アセスメントQ&A（令和2年4月1日時点）  
<URL> <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/pdf/faq.pdf>
- 道路交通アセスメントの対応事例（令和2年4月1日時点）  
<URL> <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/pdf/cases.pdf>  
【掲載元】<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

